

農村の地域単位・村落

渡 辺 兵 力

はじめに

- 一 二つの地域機能
- 二 村落構造の構成
- 三 村落における家と人、土地

四 村落変化の論理

- 五 村落の基本的機能
- 六 す び

はじめに

さきに、農村地域の再認識という問題意識をもって最近の都市化作用による農村地域の地域分化現象を観察して、かつての都市と農村と呼ぶ原型的な地域社会とはちがった新しいパターンが出現してきていると指摘して、それを都鄙地域と仮称した。ここにいう都鄙地域は典型的な都市と農村の中間的あるいは混在的な地域社会で占められる地域と考えられるが、その存在を、(i) 地域人口の増減動向と、(ii) 都市化作用のモデルとしての類型設定によって指摘したにとどまった。実は、都鄙地域がこれからは益々重要な位置と意味とをもつ地域になるであろうという想定をもっているが、「その問題への一つの接近として、村落構造の変化という考え方を試論として報告した」(『本誌』第二三巻第四号、ノート「農村地域の認識」)。けれども、前稿・ノートの村落についての論述は不十分であった。とくに、村落を地域として検討していく側面で問題の展開を欠いていた。もちろん、地理学的次元だけで村落をとらえよう

というのではないが、地域的諸活動の単位地域、あるいは地域機能という問題と結びつけて、村落を検討する必要があると考えている。

周知のように、一九七〇年センサスにあたり、ここにいう村落を調査対象とする「農業集落調査」が実施されるが、その調査の設計に際し、調査対象である農業集落の確認が必要であった。小論のような問題を扱うきっかけの一つは、村落Ⅱ農業集落の統計的把握の必要ということにある。また、センサス方式の調査によって、市町村以下の小地域を調査単位とした調査を実施する一つの重要な目的は、最近における地域分化の実態をとらえようということにある。激しい地域分化の進展に呼応して、農業の分野においても本格的に地域問題が台頭してきた。ところで、農業の地域問題の理解には、農村地域を構成している「村落」を理解することが、問題を知るうえに重要な手順と考え、主として地域論的立場から村落をとりあげた。しかし、村落問題は半ば社会学の問題領域であるので、論点はしばしば社会学的課題を扱うことになるが、小論の目指す重要なねらいは、「村落」において地域経済的問題と社会・集団の問題とを統一的にとらえたいという試みである。

一 二つの地域機能

(イ) ここに地域、地域というのは、一定の「位置と広さ」とによって限定される地理的空間のことである。通常、地域を図上の空間としてとらえるのは、ある地域を他の地域と識別するためにする地域区分が問題になる場合である。区分されたいくつかの地域の静態的比較がいわゆる地域問題の普通のとらえ方であろう。ここでは地域差・地域性・地域格差といった視点が重要視される。これに対して、二つ以上の地域の相互のかかり合いあるいは地域間の

交渉といったことが問題にされだした。すなわち、ある特定の地域が他の地域に何らかの影響なり作用力を与えるようになる、地域問題のなかに、たんなる地域区分にとどまらず、区別された地域相互の交渉問題をも重視せざるをえなくなってくる。このような、地域のもつ作用のことを地域機能と呼ぶことにする。たとえば、近年都市機能が問題にされるようになったが、これは都市という特殊な地域の地域諸機能の総称に外ならない。都市にだけ地域機能があり、その他の地域では地域機能が問題にならないとはいえないであろう。

一般に、地域機能にはその働きかけの方向性のちがいで、二つのちがった機能を認めることができよう。その一つは、他の地域に対して働きかける作用である。これを「外的機能」と呼ぶ。その二は、地域を維持していかうという地域の働きであって、それを「内的機能」とする。地域機能には必ずこの内・外両機能がある。ただ、地域の如何によって外的機能が主役といえる地域、あるいは逆に内的機能を特長とする地域がある。今日の都市はもちろん内・外両機能をもっているが、都市らしい都市の都市機能の主役は外的機能だといふべきであろう。⁽¹⁾

原則として、人が住みそこで活動している地域、すなわち居住地域において地域機能が問題になる。いいかえれば地域における人間活動の如何が地域機能の原動力であろう。無住地域の機能が問題になるのは、居住地域と何らかの関連をもっている場合である。たとえば、最近、緑地空間（オープン・スペース）が問題になり、そこには無住地域が多いが、実はそこと都市との関連で緑地機能が云々されることになる。そこで、地域機能発揮の原点を地域の次元でとらえたものをここでは「地域単位」と呼ぶ。ある地域単位が確認されればそれを図上に落せるであらうが、何が地域単位かということの発見には、人間諸活動の単位ともいふべき種々の社会集団の存在を認め、それら集団と地域との関係をとらえて、そこに具体的な地域単位を確認するという手続きが必要であらう。

(口) 今日の居住地域において、最も基本的な二つの地域類型は「都市と農村」である。この二つは地域類型であると同時に基本的社会類型でもあるといえないか。都市（地域・社会）をどのように理解するかが問題であるが、地域機能という側面からみると、「都市とは種々の機能をもった各種の地域単位の重層的構造をもつところ」といえ、「農村とは、ほぼ同じような機能をもつ小地域単位が併存的に集合しているところ」（後述）といえよう。都市が重層構造の地域とすれば、農村は集合構造の地域である。このようにいうと、地域単位の重層構造化現象がいわゆる都市化現象であるともいえる。

注(1) 都市機能については、拙稿「都市類型設定試論」（『本誌』第三卷第三号、ノート）参照。都市をポリスと呼ぶと、古代ギリシャの都市がそのイメージとして浮ぶ。ポリスは都市国家の政治の場所であるとともに、人々の出合いの場所（広場）であったといわれる。これがポリスの地域機能であった。西欧の都市の原型はポリスである。中世の都市では、さらに商業の場所という機能が加わった。そして都市の市場的機能が次第に重要視された。例外もあろうが、今日の西欧の都市の景観の原型は中世にできあがったと思える。日本の都市を西欧のそれとそのまま対比できないが、城下町として、また商業の地としての都市機能の点では共通している。今日の段階は産業の立地の場所としての機能を中心に、産業活動へ参加する人々の集まり住むところになった。したがって、機能的には歴史的な原型都市と本質的にちがったものになっている。

二 村落構造の構成

(イ) 小論の課題は、農村地域の地域機能の原点にあたる地域単位は何か、を問うことにある。この問いに応ずる手順として、「農村地域の地域単位は村落である」という仮説的想定から出発して、その村落を構造的にとらえていき、そこから村落の機能を誘導しようとしている。いうならば、村落の機能論的接近という立場になるが、第一に検討すべき問題は、現存する村落を具体的にとらえる方法如何ということであろう。

村落は農村のいわゆるコミュニティ⁽¹⁾といつてよいと思われるが、コミュニティを「地域社会」と邦訳した慣行を利用して、村落とは「一定の地域であり、かつ限定された社会である」という、二元的側面をもった総合的な実態としてとらえたい。すなわち、村落は農村の単位「地域・社会」であつて、村落を地域の側面であるいは有形的・物的側面でもとらえて問題にするときにこれを集落と呼び、社会・集団としてとらえるときはこれを部落と呼称することにしたい。⁽²⁾くりかえすと、集落という場合は、一定の地理的空間に限定された村落を問題にし、部落と呼ぶときは限定された社会的空間を指していることになる。すなわち、村落の占める空間は一定の地理的・社会的空間である。しかも、村落は何らかの機能をもっていると考えたので、その機能を生む構造をとらえなければならぬ。そこでここに、「村落構造」という概念を導入する。⁽³⁾

村落構造を問題にするには、村落がどういう構造要因から組み立てられているものであるかを問わねばなるまい。

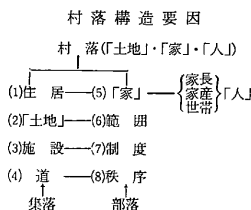
(A) 村落構造……村落の地理的・物理的側面を構成しているものは、村落居住者の住んでいる個々の住居(1)、村落の地理的空間に対応する「土地」(2)、村落の人々が共用する諸々の施設(作業場、公民館等)(3)、さらに村落の道路や通信施設(4)といったものである。ここに住居・土地・施設・道という四つの要因群にまとめてあげたが、一つ一つの要因群の中にもまたいくつかのものが含まれているから、各要因群の数量だけを問題にするのではなく、その構成についても注目していかなばならない。たとえば、集落の「土地」については、土地面積(数量)と地目構成とをとらえてはじめて集落の土地要因が具体的に明らかになる。上述の四要因のそれぞれの数量と構成との組合せが、個々の集落構造ということになる。この組合せがちがえば集落構造の相違が判断でき、構造各要因に数量変化があれば、集落構造が変わったといえる。

(B) 部落構造……村落の社会的・即人的側面を構成しているものは何か。第一は部落社会の構成単位と考えられる「家」(5)である。部落は集団の一種であるが、個人を単位とした集団ではなく、「家」(後述)を最小構成単位とした集団と考える。したがっていくつかの「家」が存在して部落が構成されているが、どの「家」とどの「家」とがその部落の構成員であるかは、物理的にその村落Ⅱ集落に住んでいるという事実できまるものではなく、別に、その部落の「家」として枠組み、あるいは他の部落の「家」と区別する社会的境界があつてきめられている。その枠ないし境界(の内側)を部落の範囲(6)と呼んでおこう。具体的には、当該部落の「家」の戸数としてとらえられるものとなるが、何戸という数量が部落の構成要因ではなく、部落の「家」に組み入れるある枠組(社会的境界)が構成要因である。その中味としての戸数は流動的であり、それは集落の「土地」要因の面積にあたるものである。このように、範囲は「家」の他部落との関係位置を規定するものであるが、この外に部落社会の中の各「家」の関係位置を規定している諸々の約束(こと・とりきめ(モールス))がある。その具体的内容は多彩であろうが、それらを一括して部落制度(?)と仮称しておく。ここに制度と呼ぶものの中心は「家」相互の関係を直接・間接に固定的なものに規制するような諸制度ということになろう。重要な点は、各部落の範囲の中でのみ意味のある諸制度であり、他方、部落の範囲なるものは、ある部落制度がなければ部落の範囲としての意味を失う、という関係にある。最後に、村落の人々の諸行動を律する部落の秩序(8)があげられる。ここにいう秩序とは部落の論理、倫理、信義といったものを基調とした、村落の人々の広い意味での行動規範というべきもので、人々はこの秩序にしたがって行動することによって、部落合理的に行動できる。以上あげた、「家」・範囲・制度・秩序の四つを部落構造要因とする。しかしこれら村落の社会的側面の構成要

因は、そのすべてを数量的にとらえることは困難である。具体的な観察は、村落の人々の日常行動が部落構造からどのような規制を受けているか、といった接近をする必要がある。部落をいわゆる「村落共同体」としてとらえようという試みは、その一つの接近法であろう。

(口)

以上、村落構造を八要因に整理してきた。これらの関係を略図化すると上図のようになる。村落を集落と部



落との両側面に分けてとらえることにしたが、それぞれの構造要因を、村落の人々の行動との関連でみると各要因が対応する関係にあるといえる。すなわち、村落の人々の行動の拠点は各「家」であって、その「家」における暮らしの土台は住居であらう。住居は暮らし方できるが、村落における暮らし方は各「家」の勝手にはできない。「家」相互の関係をきめている部落制度や共用する諸施設に規制されよう。

また、人々の行動の仕方は、集落の「土地」の位置と広さに規制され、また一定の範囲で画された部落の人として行動しなければならないであらう。農村では今日でも「何々部落の者」という表現で個人を相互に確認し合っていて、その確認のうえで人々は社会的行動ができるのである。すなわち、村落の人々は、外に向かっては自分の属する村落の領域（「土地」・範囲）を背負った個人として行動し、内においては各「家」を背負い、またそれを拠点としている一定の部落制度に規制されている、といえないか。道という要因は最も端的に人々の行動を導く。道路や通信施設によって人々は他との交渉を効率的に実現できる。秩序とは不可視的な道といえよう。人々が部落の秩序にしたがって行動しなければ部落は混乱してしま

う。

以上のように、村落構造要因は村落の發揮する諸機能の機構にあたるものであるが、これら八要因が単独に存在していても村落は村落としての意味をもたないのであって、村落における人々の行動があって、はじめて村落の機能が具体的に發揮される。そのように考えると、つぎに、村落における「人」の位置を問わねばならない。

(2) 村落という用語概念は、必ずしも學術用語としての明確な規定がないように思える。前稿・ノートでも、村落を集落と部落との二つの側面でとらえる考え方をしてきた。小論でも同じ用語の使い方をする。

「臨農」以来の、「農業集落調査」における農業集落の定義は、「農家が農業上相互に最も密接に共同し合っている農家集団である」というのであって、小論の用語法では「臨農」の定義は主として村落の部落的側面に重点をおいて農業集落を押えているといえる。これに対して、一九七〇年センサスでは、これに集落的側面をも加えた、ここである「村落」として農業集落をとらえるという考え方になっている。この点については、農林省統計調査部刊、一九七〇年農林業センサス「農業集落の修正について」および「農業集落調査の手引」参照。

(3) 一九七〇年農業センサスは、日本農業の農村構造を統計的にとらえるという考え方で計画されている。この場合の農村構造とは、農村の経済的側面を農業構造、社会の側面を村落構造とし、その総合概念が農村構造である。調査は、農業事業体調査によって農業（経営）構造を、農業集落調査によって村落構造をとらえようという想定である。小論における村落構造という用語はこのセンサスにおける場合と同じである。最近の社会学的研究で村落構造を扱ったものの一例として、松原・蓮見共著『農村社会と構造政策』があるが、この本においても村落・村落構造等の概念は明確ではない（同書、第一章、終章参照）。

(4) 部落の範囲を具体的にとらえる第一次的接近法は、部落の「家」を数えあげることであるが、今日、ある集落に居住している世帯（戸数）は、一見して、部落の範囲にはいる「家」のようにみえるが、多くの場合に、他より転入してきた居住者世帯のすべてがその部落の範囲にはいる「家」としては扱われていない。といって、農家だけが部落の「家」というわけではない。この扱い方は各地で多様であって一概にいえないが、ほぼ共通している条件は、土着性のある程度の定着性であろう。また、現在集落に居住していない「家」でも、部落の範囲内の「家」として扱われることも珍しくない。

三 村落における家と人、土地

(イ) 前節では、部落を構成する単位は普通の各種社会集団とちがって「家」であると考えてきた。けれども、部落を集団と理解するかぎり、人間を無視するわけにいかない。すなわち、「部落と人」とはどういう関係としてとらえればよいのか。この点についてはつぎのように考える。

本来の部落とは、人々が「家」という特殊な集団を媒介して構成しているという特殊な集団であると。すなわち、部落―「家」―人という関係にあるので、部落―人という直接的な構成関係にはない。そうであれば、つぎは部落における「家と人」とは、どういう関係にあるのか。

(ロ) 部落における「家」にも二つの側面がある。その一つは、血縁的に伝承されたという事実、すなわち歴史的に受けついできたと観念された家である。具体的にいうと、「家を興す」「かまどをかえす」と通称されるときの家である。あるいは家系・家柄・家格などといわれるときの家である。伝統の部落という集団の構成単位としての「家」について重要視されるのはこの側面の家であらう。伝承されたという観念的なこの家は、その存続という事実が重要であるから、存続を守るための制度を生んだ。いわゆる家制度である。しかし、観念的な家制度だけでは存続できないから、家は土地所有と結びついた。家の財産としての土地を所有している家としてはじめて部落の構成単位たりえたというのが原則的な「家」のあり方であらう。そこで、血縁の伝承によって生まれた一定の家系をもった家柄と、土地所有を継承することによって育った家産との二つの要件をもった家々で部落はつくられているといえる。「家」のこの側面を制度的家と呼んでおこう。さきに述べた部落の範囲とは、このような制度的家を

他の部落の制度的家と区別する境いⅡ範圍ということになる。また、部落の制度とは、部落構成単位としての家々の関係を相互に認めて、各「家」の存立と存続のための手段としての社会的な仕組みとすることができる。

その二は、現実には日々の生活をしている社会集団としての家、すなわち、ある人数の世帯員で構成された生活集団の最小単位Ⅱ「世帯」と呼ばれる側面である。世帯は世帯員すなわち個人の集団であるから、いわゆる家族といつてもよいが、部落における「家」の世帯的側面を近代的社会の家族（ファミリー）と同じ性格の集団とみることではない。家族は集団論では本来的な基礎集団の一つであるとされているから、その意味においては部落における「家」の世帯的側面と家族とは同じ性格の集団といえるが、集団の中の「人」の位置、という点で両者は異質な集団であると考えたい。部落における「家」の世帯員Ⅱ各個人は、家においても部落においても社会的に独立した人格としては認められていない。部落で公認される個人とは、各「家」の家長であろう。家長は制度的家を代表する者として、部落という社会集団での人格の単位となる。家長以外の世帯員は部落社会では各「家」に埋没している存在である。したがって、各個人は「家」・家長を介してのみ部落と結びつく。部落における各個人は「家」・家長を介さなければ社会的に公認された行動ができない。このような仕組みの中では、「家」とは各個人が村落で行動するために必要な手段的役割をもったものともいえよう。

部落は社会集団であるから、その構成員（Ⅱ「家」）の意志を集約して部落の意志をきめる機能をもっているが、それに参加する者は家長であつて、村落の個々人ではない。部落においては個々人（個人としての家長を含めて）は部落の意志に一方的に従わねばならない位置にあるのが常態であろう。ただ、その従ひ方は各自が属する「家」のあり方と関係があろう。要するに「家」を介して部落とつながりをもっており、そのつながりが個人の行動を規制し

ている。

部落における「家」の二面性について述べたが、その一の制度的「家」は部落構造の構成要因としての「家」であるが、それは「家柄と家産」とを要件として成立しており、より具体的には家長と土地所有ということになる。他方世帯的家は生活集団であって、「世帯と家産」を要件としている。あるいは世帯員と土地経営とで構成されているともいえる。農家と呼ばれる「家」を主要構成単位としている農村の村落では、土地が家産の基本的内容であって、土地所有は制度的家につながり、生活手段としての土地経営は世帯的家の側面に結びつく。したがって、部落における「家」は所有と経営とを通じて土地（家産）と結びついている。このような「家」がいくつか集まると村落が構成されているので、村落における「土地」もたんなる集落の規模を表現する土地というだけでなく、実は「家々」の所有と経営とに結びついた「土地」と理解すべきものであろう（後述）。

(ハ) さきに、村落は集落と部落との二つの側面をもち、それぞれ一定の構造をもって存在しているといった。そのような村落構造各要因をさらに最も基本的なものに集約するならば、集落構造では「土地」、部落構造では「家」であるといえないか。別のいい方をすれば、ある村落を地域の次元でとられるには一定の「位置と広さ」をもった「土地」を確認すればよいということになる。また、村落を社会として問題にしようとするならばある関係をもった「家」をとらえればよい。そこで、「土地と家」が村落構造の基本的な二つの要因となる。このように村落構造を問題にするゆえんは村落が何らかの機能をもつと考えたからであるが、構造それ自体からは機能は生まれない。村落が機能を發揮するには村落構造を土俵として、そこに人々の何らかの行動がなされなければならないであろう。そこでどうしても「人」という条件を導入してこなければならぬ。ところが、「人」は村落構造の構成要因では

なく、「家」構造の構成要因と考えた。すなわち、部落における世帯的家Ⅱ單位集團の構成要因である。

かくして、村落を端的にとらえようとする場合、たとえば統計調査法によって村落の実態を知ろうというようなときには、各村落の「土地(面積)・家(戸數)・人(人口)」をとらえればよいということになる。この三要因の數量と構成の如何で、村落相互の間の相違が判別でき、それらの変化は村落の変化を反映しているといえる。これら三要因の統計は各村落の規模を表現し、それらの構成は村落の性格のちがいを反映しよう。そして、三要因の地理的分布形態によつて集落形態を知ることができよう。しかし、このような原型的な村落構造は近代化過程(工業化・都市化)にあつて変わりつつある。そこで、つぎに村落構造の変化を問題にする。

四 村落変化の論理

(イ) 社会経済の近代的發展に伴つて農村の経済の側面に諸々の変化が生ずる。それを地域農業構造の原則的变化としてとらえると大要つぎのようになる。

(i)、経済一般の成長過程において、農耕地、農業労働力、農業資本等、農業生産要因が農業外その他産業部門へ流出し、転用されていく。

(ii)、他方、それと併行して商品生産農業が發展し、個別経営の作目編成の転換、地域作目構成の再編成が進む。

(iii)、以上二つの事態の進行を通じて、農家階層の近代的分解、すなわち農民層の分解と農業経営層の兩極化二が進展する。

(iv)、(iii)の過程の進行にともない、農地の所有移動と農家の非農家化が実現する。

以上の四つの過程が各種の組合せと速度とをもつて進展していくことによって地域農業構造の近代的变化が進行する。このような農業構造変化は村落の「土地・家・人」の数量的、構成的変化をひきおこすであろう。たとえば、市街化前線地域では土地（農地中心）の減少が集中しよう。また、過疎地域では土地利用の粗放化を経て土地利用の放棄が発生する。「人」（農家人口・労力）の減少は農村地域全般にみられるが、都市化地域と過疎化地域ではとくに顕著である。このような現象がある程度つづけば村落構造も変化せざるをえないであろう。前述の(i)~(iv)の変化過程と村落構造変化との関連を例示すると、

(1) 地域作目構成の再編成が常に産地形成のかたちをとるとはいえないが、これからは特定作目の産地形成方式をとる場合が多いであろう。産地規模の拡大、生産の集積がある段階に達すると、従来の集落構造では生産諸活動の遂行に種々の不都合が生じてこよう。とくに諸施設・道路等の整備が必要になる。これすなわち集落構造の改変に外ならない。

(2) 農業生産の各行程に大規模生産様式の導入や各種生産の組織化が遂行されて、従来のような個別経営単位の生産活動とはちがった生産活動が一般化していくと、在来の集落形態や伝統の部落秩序では間尺に合わない事態が発生して、村落構造の改変を必要とするようになる。

(3) 村落の人口・労力・戸数の減少がつづき、ある限度を越えると、それまでの村落の諸機能の維持が困難になる。たんに「家と人」の数量変化だけでなく、その構成や質の変化によって村落の社会構成が変わると、部落的自治や村落生活の維持に支障をきたすようになる。すなわち、村落の地域機能の停滞もしくは低下がはじまる。いわゆる地域論的過疎現象が発生する。

- (4) 村落の地域条件が外からの作用で激変する場面が各地であらわれるようになる。多くの場合、地域条件の激変は土地利用の転換（農地の縮小化）と労力利用の転換（農外兼業化）とを結果する。すなわち村落構造の激変である。

以上の(1)～(4)の事例は、いずれも地域農業構造変化に伴って村落構造変化が発生するパターンである。こうした変化が生ずる契機は村落の外からの作用といえるものが多いが、それによって発生する村落の変わり方は、個々の村落の「構造と条件」の如何でそれぞれ違ったかたちをとる。すなわち今日の村落構造変化は、原則として上述のような諸作用で変わるが、具体的な変化の仕方は地域によって一律ではない。これが農村の地域分化現象である。

(口) (イ) 項で述べたことは村落の外力による変化の原則であって、それらは村落構造各要因の数量変化を通じて村落構造を変えていく。これとは別に、むしろ村落の内側にも近代化への諸変化が発生する。その一つが部落における「家」の中の「人」＝個人の位置の変化であろう。周知のように、戦後のいわゆる民主化された教育を受けた人は、個人の人格の尊重という哲学をもとにした教育を与えられてきた。したがって、若い年令層の人々は制度的家の否定観を共通してもちはじめていよう。他方、国の法制々度の面でも戦後は伝統の「家」を法的に守るといふよりも、むしろそれを崩していく方の性格のものに変わった。こうした全般的な社会的土壌の中で、今日では村落の「家」の構成員は職業選択の自由というまさに村落にとっては画期的な行動をとることを部落の中で公認されるようになってきた。原型的部落にあっては、「家」の存続を守ることが部落秩序の基調であったはずである。この秩序の中では農家の長子は自己の「家」を継ぐことを約束されていた。次三男にはその自由がある程度あったといえるが、家長から自由が許されるのは、むしろ「家」の存続にとって次三男の他出が必要という場合だけといえ

たであろう。最近のように、「家」の世帯員のすべてに職業選択の自由が実質的に公認されるようになってきたということは、家制度と「家」構造の重大な変化といつてよからう。

「家」の業以外のところでの就業においては、そこでの人間関係には「家」は介在しない。したがって、村落の各人がお互いに職業選択の自由を認め合う雰囲気になれ、それまで「家」に埋没していた「人」は逐次「家」から脱却していった。個人の「家」からの解放でただちに「家」が崩壊するとはいえないが、このような変化は、一方で村落の人々の行動圏の拡大化を伴うのが原則である。とくに所得経済的行動の行動圏が村落の外にまで延びる。他方では、村落の個人を単位とした本来の目的・機能集団を形成できる基盤をつくりだす。部落を越えた他の社会との交渉の日常化と集団形成の自由ということは、伝統の原型的部落構造の重大なる変質といえよう。

(ハ) (イ)・(ロ)項で述べた村落の内・外における諸変化の結果として、村落構造の各要因のあり方に、「分離と再統合」という現象をひきおこす。その分離現象は一般的には生産と消費の分離と表現されるが、それをより具体的に村落構造の各要因について例示するならばつぎのようになれる。

(i) 厩舎や蚕室が母屋に同居していた古い農家住宅様式が、畜産や養蚕の商品生産が進むにつれて、宅地内の別棟に移っていく。さらに生産規模が拡大していくと個々の農家の庭先を越えて別のところに共用施設として建設される。すなわち、住居における庭先内の物的分離がやがては集落内で別の施設として再統合されていくというかたちの変化である。

(ii) こうした類の変化は生産面だけでなく、農家生活面にもあらわれる。土間と炊事場やかまどが同一空間に混在していた間取りから、台所が独立していくかたち。また千守りという一つの生活過程が家の中から託児所へ

と移行するという変化。さらに「家」から個人の脱出が完成していく過程で各自が個室を要求するという変化。いずれも村落における生活構造の変化に伴う住居・施設の空間的変化といえよう。

- (iii) 部落にはこれまでも各種の目的・機能集団があったが、その大半は「家」・家長を構成員とした集団であった。しかし、「家」―部落という固定的な社会空間からの脱却は、いわば村落における社会的分離現象であらう。この種の分離も一方的に孤立化するのではなく、人々は改めて「人」を単位とした各種の新しい目的・機能集団をつくっていく。この種の集団化はたんに集団形成にとどまらず物的な諸施設を必要としよう。ここでも一つの分離が別のところでの再統合というかたちをとる。

五 村落の基本的機能

(イ) これまでに、村落を農村地域の伝統的な単位地域社会としてとらえ、その構造と近代化過程における原則的变化について素描してきた。さきにも触れたように、村落がある構造をもっているという理解は村落をとらえる一つの方法であるとともに、その構造がある機能をもっているという問題意識と結びつく。

過去における諸研究では、村落社会構造という表現で村落社会の各種の社会集団を対象として、その構成・機能、あるいは集団構成員の間での支配・権力関係の究明が盛んに行なわれてきた。このような問題分野は、小論の用語でいうと村落の部落論的研究ということになる。今日でも、「部落」と呼ばれる社会集団の本質的理解についてはなお多くの問題がある。小論は、部落を正面から扱うつもりはないが、つぎのような理解を前提として小論の本来の課題に結びつけていきたい。

(ロ)

原型的な部落では、本家・分家、地主・小作といったタテ社会構造あるいは「家」の垂直的組織によって、「家」相互が結びついているといわれてきた。けれども一つの部落が一系列のタテの組織で構成されているのはむしろ例外であって、通常はいくつかのタテ組織系列の併存構造をもっている。そこで、「家」はそれぞれのタテ組織に属しているとともに部落全体の中の各「家」という存在様式をとっている。タテ組織系列における「家」相互を結びつけているものは血縁的関係や土地所有関係といったいわゆる社会的関係であるが、部落における「家」を結びつけるものは、前述(三節(ロ)項)した各「家」の存立と存続要件というべき「土地」に根拠をおくところの關係Ⅱ地縁性ではないか。この地縁性で結びついている部落の「家」の間はタテ社会構造ではなく、ヨコ社会構造あるいは水平的組織であろう。タテ社会構造は、本来身分的・上下的關係秩序を原理としているが、ヨコ社会構造は平等・均一的關係秩序を原理としていよう。部落とはこのような二つの異質な構造關係秩序をもった集団、それ故にきわめて特異な社会集団である。

(ハ) 部落という社会集団は家族や国家と同じように、いわゆる「基礎集団」であるという見解がある。ここにいう基礎集団(ファンダメンタル・グループ)は集団としての特殊な機能をもたないと理解しなくてはならないのかもしれないが、ここでは伝統的部落は二つの重要な機能をもつ集団と解したい。

(1) 母体的機能……由来、日本の部落は多彩な内容をもった総合的自治機能をもっていたと考えられる。ところが、明治以来国家体制の近代化過程を通じて、部落のもつ諸々の自治機能が逐次地方自治行政に収奪されてきた。しかし、他方で部落は自己の存続のために実に多種多様の部落とは別の集団(目的・派生集団)を生んできた。いわゆる生産組合、各種の講・組などがその代表的なものである。そしてこれら機能集団は必要に応じて

つくられ、必要になればそれを捨て去るという具合に、部落の歴史の中で生起してきている。しかも、そのすべては部落が母体になって、すなわち、「家」を単位として形成されてきた。この派生集団を生み出す母体の機能を部落という基礎集団の機能と理解したい。

- (2) 「土地」の管理・保全機能……村落の集落構造要因として「土地」を指摘した。この「土地」は他の集落の「土地」と一線で区別された一定の地理的空間としての土地である。この土地のうえで部落の各「家」の人々は「生活」⁽⁵⁾してきていた。すなわち、村落の人々はある境界をもった「土地」とかわり合いをもっているという事実だけで部落―「家」における「人」であった。そして、この境界は、少なくとも今日までのところ上位行政がきめたものではなく、各村落の成立と存続の歴史の中で各村落の自治機能がきめてきたものであろう。あるいはつぎのように、いってもよい。集落の「土地」は、村落の「家と人」がその歴史的な過程で「生活」の糧を得てきていた空間、すなわちその土地に、これまでの一切の「生活」行動を投入してきた場所であった。集落の土地がそのような場所（過去労働の集積しているところ）であったとすれば、それを維持していくための土地の管理と保全の機能が必然的に必要になる。その担い手が部落であった。村落で昔からよくいわれている「村仕事」なるものの大半（例えば、用水路の溝さらい、道普請、下草刈り等）は広い意味での土地保全的内容のものである。こうした部落の土地保全機能の具体的な担い手は各「家」である。そして、この「村仕事」の場面における各「家」の結びつきは前述したヨコ組織の関係秩序によっている。すなわち、各「家」は対等・均等の原則による「義務と権利」をもって、この土地保全機能を果たしてきた。これは部落の直接的な機能であって、部落から派生した特定の目的集団の機能ではない。

第1表 農業集落アンケート結果

質 問	事 例	境 界
①	34.7%	29.3%
②	80.9	72.4
③	57.4	53.8

- (i) 部落領域の確認……都府県から約三、〇〇〇の農業集落を選び調査した結果によると、何らかのかたちで境界を確認できた集落は全体の八四％であった。この調査では、
- ① 「出入作」という言葉が使われているか、どうか。
- ② 部落で、農道や水路の管理補修をやるかどうか。
- ③ 部落費の徴収に際して「反別割」方式をとっているかどうか。

以上の二つの部落の基本的機能は、村落における部落以外の各種集団と部落を区別する、部落から派生した特定の目的集団の機能ではない重要な指標と考えられる。重要な認識は、(1)母体的機能は「家」を土台としており、(2)保全的機能は「土地」についてのそれである、という点である。すなわち部落における「家」と部落の「土地」とが変質していけば、部落の基礎集団としての本質的性格もまた逐次変質し、あるいは崩壊するにいたるかも知れない。

(二) 村落は土地のうえに存在しているが、村落を一つの地域単位であると規定するには、何らかのかたちで限定された地域であるという条件を満足する必要がある。小論では、村落構造構成要因の一つに「土地」をあげ、その「土地」が一定の限定を受けた土地、すなわち他の村落との間に境界のある「土地」であるとした。

けれども、集落の「土地」の境界の存在がすべての現存する村落について確認されたわけではなく、その意味では一つの仮説の域をでない想定である。ただ、この想定の特証の一つとして、つぎに一つの調査結果を示しておく。

といった意味の三つの質問を試みているが、その結果が第1表のようになった。「事例」欄の百分比が、上述の④・⑤・⑥の三種の質問に対して該当事例の確認された集落数の比率である。質問④は、「出入作」という呼び名の有無を尋ねているので、出入作といわなくても境界のある集落数はこの三五%よりも多いと考えてよからう。また質問⑤の結果から、八割ちかくの農業集落には境界が存在するらしいことが伺えよう。質問⑥の「反別割」とは部落費の徴収方法についての質問であって、「反別割」の基準が属人的反別の場合が含まれた解答となっているが、とにかくこういう側面からも境界の存在がある程度認められる。第1表の「境界」欄は、④・⑤の事例の中でそれぞれの場合の境界がはっきりしているというケースの比率である。したがって、④・⑤の事例が認められる集落のほぼ九割がたについては境界の存在が確認できる。

(ii) 部落の領域の呼称……同じ調査において部落領域の各地方での呼び方を質問している。その結果、はっきりと「呼び名」のある集落が全体の二三%あった。呼び名がとくにないというのが六四%であって、境界はあっても集落の「土地」についての呼称のないところが多いようである。領域の呼び名の種類は多彩であるが、領・領分・分という表現と、作り・作・作地という呼称がほとんど全国(県別)に分布しているといえる状況であった。この「領」という呼称は領土(兵庫県には「領土」という呼び名のところがある)という感じであって、前述した所有に係のあるような語感である。また、「作」という方は経営するという意味に受け取ることができないか。

(iii) 部落の領域の割譲……市街化現象が盛んな都市化地域では、農耕地の転用がみられる。今日では農耕地は村落の誰かの所有地であるから、通常の売買・貸借行為によって所有の移転や利用の転換が実現する。ところがこうした農地の転用があるままだった数量の場合に、あるいは部落全体の利害に関係をもつときには、個々の土地所有

者が勝手に土地を手放すのではなくて、部落の合意によって、部落の「土地」を割譲するかたちをとることがある。このような部落の意志が集落の「土地」を他に手放すことをきめたときは、その土地はもう集落の「土地」ではなくなってしまうようである。すなわち、それまでの境界線が部落の公認のうゑで書きかえられるわけである。当然、部落の土地保全機能のおよぶ範囲も、それだけ縮小することになる。このような、部落の合意を経ないで、個々の「家」が土地を手放したばあいのその土地は、たとえ新しい所有者が他より転入してきた非農家であっても、その「土地」は依然として集落の「土地」とみなされて、保全の対象になっている。こうした、部落による「土地の割譲」といったことが、全国のあらゆる村落にそのまま通用するかどうかは確認できないが、そのようなことを行なっているいくつかの事例は経験している。それによると、村落の人々の集落の「土地」に対する観念は、あたかも国民が国土に対してもっているごく普通の観念、すなわち領土観とよく似ているように受け取れる。

(iv) 基本的な地域単位……小論のいう集落の「土地」には地目の如何は関係がない。すなわち、耕地にだけ境界があつて、他の地目には境界がないというものではなく、あらゆる地目を含めた土地についての境界のある「土地」である。したがつて、農村地域は村落の境界で完全に覆われていよう。また、今日の段階の土地所有の如何とも関係がないというのが原則である。たとえば、ある集落の山林の大半が不在地主の所有地で、山林にはそれぞれの所有者別の境界がある場合にも、なおそれとは別に、隣接の集落との間にはっきりとした境界がある。そして、集落の境界がそれなりに意味をもっているという事例が散見される。⁽⁷⁾このように、地目と所有の如何にかかわらず土地の境界が画かれているという事実は、注目すべきことであろう。各村落がこのような「土地」をそれぞれ押えているとするならば、村落を基本的な地域単位であるということが許されよう。そして、その地域機能が土地の管

理・保全ということになる。

(v) 村落の消滅……農村に現存する村落は、そこにいま住み、現に「生活」している人々がつくったものではないが、過去において、やはり「人」がつくりだしたものである。したがって、村落に「家と人」が全く居住しなくなれば、その村落は消滅したものとみざるをえない。最近各地で散見された村落ぐるみの挙家離村は、村落消滅現象の一つに外ならない。しかし、「家と人」がいなくなっても集落の「土地」はそこにある。そのような「土地」をどのように評価するかが問題である。個々の土地所有者がその場所に不在になっても、法律上の権利としての土地所有の事実はそのに残っていることは事明のことである。けれども、その場所に「家と人」とが居住していたときと同様な集落の「土地」がなおそこにあると考えるかどうかが問題である。村落の人々の集落の「土地」についての土地観は領土観にちかいといったが、もしそうであれば「村」を去ってもなおそこに領土があるという考え方をしていることになる。他方、「村」において領土割譲が行なわれている事実を考えると、人々の「村」の去り方の如何で、集落の「土地」に対する考え方がちがうのではないかといわざるをえない。

過疎地域では挙家離村が盛んであって、全戸が山を下りてしまったところが珍しくない。そうした場合に、山を去ったその人々の「土地」に対する考え方の如何を明らかにしておく必要がある。二、三の事例では、最後に山をまたまって下りるときには、鎮守さまも一諸に山を下り、平坦地の他の村落のお宮に合祀してもらおうというかたちがあった。これが文字通り部落が山を去ったともいえるパターンかもしれない。このような自然的な成りゆきとして進行している村落の消滅現象でも、残っている集落の「土地」の処理とその村落の土地保全機能の扱いをどうするかという問題があるが、それよりも最近二、三の地方で現実の問題になりだしているところの計画的な村落移転

という問題では、上述した集落の「土地」をどう考えるかということが非常に重要な問題点となろう。村落移転は計画的に村落の消滅を実施することであるが、それに伴いその跡地の処理の問題と移転先でどのような村落を形成するかという問題とを解決しなければならない。

みかけのうえでの村落消滅現象は、市街化前線地域と、過疎化地域とで実現している。「村落」と呼ぶべき地域に「部落」という集団が存在しなくなること自体については問題がないとしても、部落がなくなれば土地保全機能の担い手がなくなることになる。しかし、土地は依然としてそこに存在しているのであるから、土地保全機能を誰かが代替する体制を整備していくという問題を重要視すべきであろう。

(i)と(ii)とは農業集落についてのアンケート調査の結果であって、これによって村落には境界があり、集落の「土地」あるいは村落の領域が原則として存在していることがほぼ確認できた。そして(iv)では、村落の「境界と土地」とが行政・集団、所有等の条件とは関係なく、今日では客観的に設定されたものといえ、それ故に、村落は農村の基本的な地域単位であるといった。さらに(v)ではそのような村落が、最近になって各地で変質・崩壊し、遂には一見したところ消滅してしまった村落がある事実を指摘した。

こうした事態はつぎの二つの重要な問題を提起している。その一は、消滅村落の集落の「土地」の管理・保全の機能を誰が、どうして担当していくのかという問題である。これがこれからの農村の重要な地域問題の一つである。その二は、消滅にいたらなくても、今日の大方の村落は激しい構造変化をはじめている。その変化をそのまま放置してよいのか、とくに期待される新しい農業の発展にとって、伝統の村落構造をどのように改変していくべきか、という問題である。

注(5) ここに「生活」というのは、衣食住生活で代表されるような狭義の生活過程を指しているのではなく、いわゆる生産・所得行為までを含めた、人間の行動一切をあらわしている。広義の「生活」のことである。したがって具体的内容をきわめて多彩であるが、これを整理すれば、①生産・所得をうる行動すなわち「物を作る」過程、②自分の属する「社会を組織する」過程、③心の再生産ともいべき「知識を学ぶ」過程、および衣食住生活すなわち④「生命を維持する」過程とになる。この四過程を「生活構造」としてとらえる。

(6) 一九七〇年センサスの農業集落調査の準備の一つとして、統計調査部では全国の統計調査事務所、出張所を対象としたアンケート調査を実施した。その調査は、ここにいる集落の土地のことを「部落の領域」と呼ぶことにして、その存在を事例的に確認しようという目的で行なわれた。調査対象集落数は三、二六九(全国の総集落一約一四万二千の二%)であって、うち都府県の集落は二、八四九であった。この調査で、村落の領域がはつきりしない集落は約一六%(都府県)であった。第1表は都府県の調査集落総数に対する百分比である。

(7) 和歌山県の山村には不在山林地主の山が非帯に多く、山村の村落には全戸が山林労働者といつてよいところがある。そのような村落では、周辺の山のすべてが不在地主の山で、人々はその山仕事に働かれて生活しているが、自分の集落の「土地」の山仕事をするときと、他の集落の「土地」で山仕事をするときとは、仕事の仕方に気持のうえでちがいがあるといふ。また、他人の山を通る道ではあるが、隣りの集落へ通ずる山道の草刈りは、はつきりとお互いの村境いまでを担当している。すなわち、集落の境界が生きているといえる。

むすび

農村は村落という地域単位が連続して集合している地域であると考えてきた。すなわち、村落には境界(Ⅱ村境)があつて、その村境内の土地Ⅱ集落の「土地」についての土地管理・保全機能が村落の基本的地域機能であるとした。しかし、村落構造が内・外からの近代化作用を受けて変化していく過程で、この村落の地域機能も変化し、また村境のもっている意味も変わるであろうといわねばなるまい。今日の情勢では、村落の地域機能も村境も次第にその本来のものを失っていく方向に変化しているようである。しかしすべての農村地域でこれを無視してよい状況にまで変化しているとは思えない。というより、今日の段階で伝統的な村落の諸機能と村境の存在とを再認識して、

その変化と変質の実態を正しくとらえたうえで、積極的にこれを再編成していく必要がある、という問題のとらえ方をすべきではないかと考えている。

社会・経済の近代化過程に出合つて村落構造が変わつていく原則的な姿は前々節に述べたが、この原則は地域によつてちがつたあらわれ方をする。村落についての地域問題はこの変化の仕方の地域性というところから出発するといえよう。そして、村落構造の変化と村落の「土地と境界」との関連が、村落地域問題の基本的な課題ではないかと考える。

周知のように都市化地域の市街化前線では、村落の土地がスプロールと呼ばれるように無秩序に転用されていく現象が進展している。改訂された都市計画法はこの問題に対して、市街化区域と調整区域とを区別して都市建設に地域の秩序を与えようとしている。したがつて、都市計画の基礎を両区域の間の線引きに求めているといえよう。この線引きをきめるときの情報には都市化実勢を前提として、都市側にたった諸条件を考慮するということになるであらう。その際に、都市化地域の村落の既存の村境についての情報にも関心を払うべきと思われる。このような考えは第一に線引きそのものを地元合理的に解決するのに役立つであらうという意味で重要と思われる。しかし、それだけではなく、さらに重要視すべきは、市街化区域とその地域としての性格がすでに村落ではない地域であるという認識、したがつてその土地の保全機能を都市側行政で完全に代替していかねばならないこと。そして、調整区域としたところは、いまだ村落的地域であるから、できるかぎり土地保全機能の主体性を地元地域社会にゆだねていくという政策的態度をとるべきだという点である。さらに両区域の開発地域としてのちがいを都市的開発行為にだけ求めようという現行の都市計画法の考え方は、地域開発政策の根本的な問題意識としては不十分なところ

ろがあると思われる。調整区域は冒頭に指摘した都鄙地域の一つのパターンといってよい。すなわち地域居住者の社会構成は、伝統の村落とはかなりちがったものに現になりつつあるし、今後は一層変わっていくであろう。そのようなところに対しては計画的都鄙化地域の形成を目指す積極的な施策を遂行する必要がある。両区域の線引きにおける線は、かつての都市と農村との境界線ではなく、市街地と都鄙地域との境界線と考えていかねばなるまい。そして、伝統の村落地域が都鄙化地域に移行するときの合理的な方式の発見と、その助成とがこれからの都市化地域（＝都市計画地域の一部地域）の重要な課題の一つであろう。

周知のように、村落の変質・崩壊は過疎地域で発生しつつある。いわゆる地域論的過疎問題は多くの場合に個々の村落を舞台としておこっているといつてよい。⁽⁸⁾今日の段階では、町村当局の行政サービスの困難化というかたちで過疎が問題になり、その対策として僻遠地の村落（集落）を立地条件のよい場所へ計画的に移動しようという方式の村落再編成の構想が提案された。たしかに移転する方が妥当と判断されるところがある。しかし、村落の住民のすべてが一気に移転するという変動は、ダム建設等の大型施設の建設のための半強制的移動というケース以外にはまだ多くの例をみない問題である。さきに述べたように「人と家」はなくなっても「土地」はそのまま残っているというかたちの移動である。この場合の移動の仕方、移動先でどのような村落を形成するかといった種々の問題があるが、最も重要な問題は集落の「土地」の処理の仕方であって、これには新たな法制的対応が必要ではないかと思われる。

都市化地域と過疎化地域以外の地域がいわば中間地域として、これからの農業地域の主要な位置を占める地域である。みかけのうえでは農村的景観を保つていようが、村落構造とくに部落構造はこれまでのそれとかなりちがっ

てこよう。部落の集団を生む機能は低下していこうから、それに代わる機能を別個の組織によってつくりだすという部落再組織の問題が、この地域に共通した大きい課題となろう。他方で、これらの地域に共通するもう一つの大きい問題は、農業経営規模拡大の実現である。小論では触れなかったが、日本の伝統の村落構造は、日本の在来の農業構造に対応したものであった、という想定になっている。したがって、これから本格的に大規模な農業経営の実現が期待されるのならば農業構造も変わるはずであって、そのような小農制を脱却した農業構造をつくりだす条件として、積極的に村落構造を改変していかなければならないという論理が認められよう。これが村落の再編成（集落再整備と部落再組織）の問題である。この問題については、どのような村落をつくりだすかというイメージの問題とともに、如何にして、在来の村落の境界を撤廃して新しい村落の境界を地元の創意でつくりだしていくかという問題をも検討する必要がある。これまで試みられてきた構造改善事業のような方式にとどまるのであれば村落の境界をあまり問題にしないで実施できた。ところが第二次構造改善事業の方式や農業振興地域制度の実施ということになれば、これまでの地域単位を踏まえたいうで、農村の新しい地域単位をつくりだしていくという問題意識は是非とも必要としよう。そのためにも、村落についての再考を試みねばなるまい。小論の問題提起は、こうした問題に本格的にとりかかる序説的な問題提起ということになる。

注(8) 過疎地域の問題についてはつぎの二つの拙稿を参照されたい。『日本の山村問題』第一章「山村人口の流出」（東大出版会刊）、『過疎地域問題調査報告書』Ⅱ章「過疎地域の統計的概観」（全国農業構造改善協会刊）。

（研究員）